

本事務連絡は、消防庁次長からの通知を踏まえ、文部科学省関係機関に令和3年秋季全国火災予防運動の趣旨の徹底を図り、火災予防に万全を期されるよう依頼するものです。

事 務 連 絡
令和3年9月10日

大臣官房会計課
文化庁政策課
各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管課
各国公立大学担当課
各国公立高等専門学校担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた地方公共団体担当課
各大学共同利用機関法人担当課
国立教育政策研究所担当課
科学技術・学術政策研究所担当課
日本学士院担当課
日本芸術院担当課
各文部科学省独立行政法人担当課
各文部科学省国立研究開発法人担当課
日本私立学校振興・共済事業団担当課
公立学校共済組合担当課

御中

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）

令和3年秋季全国火災予防運動に対する協力について（依頼）

このことについて、消防庁次長から別添のとおり依頼がありましたので、貴職におかれましても、本運動の趣旨の徹底を図り、火災予防に万全を期されるようお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会担当課におかれては、所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会担当課におかれては、所管の学校に対して、都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校及び学校法人等並びに域内の市区町村認定こども園所管部局、所轄の認定こども園及び認定こども園の設置者に対して、附属学校を置く国公立大学担当課におかれては、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体担当課におかれては、所轄の学校及び学校設置会社に対しても周知していただくようお願いいたします。

担当：参事官（施設防災担当）付防災調整係
電話：03-5253-4111（内線2290）



別添

消防予第410号
令和3年9月7日

文部科学省
官房長 殿

消防庁次長
(公印省略)

令和3年秋季全国火災予防運動に対する協力について (依頼)

時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は消防行政に対し深い御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、毎年当庁が実施しております「秋季全国火災予防運動」について、本年度は令和3年11月9日から15日において実施することといたしました。

つきましては、火災予防体制の一層の充実を図るため、貴職におかれましても本運動に御協力いただきますようお願い申し上げます。

また、併せまして貴職関係機関の御協力についてもお取り計らいいただきますようお願いいたします。

なお、本運動につきましては、消防庁長官から各都道府県知事等に対して、別紙※のとおり協力を依頼するとともに、都道府県内の市町村へ周知されるよう通知しておりますことを申し添えます。

※ 別紙につきましては下記URLからもご確認 (PDF版) いただけます。

【令和3年秋季全国火災予防運動の実施について (長官通知)】

消防庁HP <https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/prevention001.html>

<連絡先>

消防庁予防課予防係

担当: 佐藤、河野

電話: 03-5253-7523

消防予第 409 号

令和 3 年 9 月 7 日

各都道府県知事
各指定都市市長 } 殿

消防庁長官
(公印省略)

令和 3 年秋季全国火災予防運動の実施について

本年の秋季全国火災予防運動については、令和 3 年 11 月 9 日から 15 日までの 7 日間にわたり、別添「令和 3 年秋季全国火災予防運動実施要綱」に基づき、実施することといたします。

貴職におかれましては、本運動及び関連行事への住民の積極的な参加を促し、火災及び災害に強いまちづくりの継続的な推進のため、特段の御配慮をお願いいたします。

また、運動の実施に際しては、新型コロナウイルス感染症に関する政府方針等に留意し、感染拡大防止に十分な配慮をしていただきますようお願いいたします。

各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても周知していただきますようお願いいたします。

令和3年秋季全国火災予防運動実施要綱

1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 防火標語（2021年度全国統一防火標語）

『おうち時間 家族で点検 火の始末』

3 実施期間

令和3年11月9日（火）から11月15日（月）までの7日間

4 重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (3) 放火火災防止対策の推進
- (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

5 重点目標の取組に当たって効果的と考えられる具体的な推進項目

- (1) 住宅防火対策の推進
 - ア 住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の方法と、その必要性等の具体的な広報及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進
 - イ 住宅用消火器を始めとした住宅用防災機器等の普及促進
 - ウ たばこ火災に係る注意喚起広報の実施
 - エ 防災品の周知及び普及促進
 - オ 消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進
 - カ 地域の実情に即した広報の推進
 - キ 高齢者等の要配慮者の把握や安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進
 - ク 地震、台風等の自然災害時における火災対策の推進
- (2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
 - ア 延焼拡大危険性の高い地域を中心とした火災予防広報や警戒の徹底

- イ 火災予防広報の実施
 - ウ たき火等を行う場合の消火準備及び監視の励行
 - エ 火気取扱いにおける注意の徹底
 - オ 工事等における火気管理の徹底
- (3) 放火火災防止対策の推進
- ア 放火火災に対する地域の対応力の向上
 - イ ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等の徹底
 - ウ パチンコ店及び物品販売店舗における放火火災防止対策の徹底
 - エ 効果的な放火火災被害の軽減対策の実施
- (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- ア 防火管理体制の充実
 - イ 避難施設等及び老朽化消火器を始めとする消防用設備等の維持管理の徹底
 - ウ 二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備の放出事故の発生を踏まえた安全対策の再徹底
 - エ 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の促進
 - オ 防火対象物定期点検報告制度及び防災管理点検報告制度の周知徹底
 - カ 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進
 - キ ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底
 - ク 表示制度及び公表制度の取組の推進
 - ケ 高齢者や障害者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底
 - コ 有床診療所・病院等における防火安全対策の徹底
 - サ 飲食店における防火安全対策の徹底
 - シ 大規模倉庫における防火安全対策の徹底
 - ス 生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の徹底
 - セ 外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に係る取組の推進
 - ソ 超大規模防火対象物等における自衛消防活動の実効性向上に係る取組の推進
- (5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- 製品の適切な使用・維持管理の徹底及び製品火災に関する注意情報の周知
- (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- ア 催しを主催する者に対する指導
 - イ ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導
 - ウ 火気器具を使用する屋台等への指導
 - エ 照明器具の取扱いに係る指導

6 地域の実情に応じた重点項目の設定

火災予防運動の実施に当たっては、必要に応じて次の事項等を追加するなど、地域の実情に応じた運動を展開することにより、効果的に火災予防思想の普及を図ることができるものと考えられる。

(1) 地域における防火安全体制の充実

- ア 消防団員確保をより一層推進することによる地域の火災予防体制の充実
- イ 女性防火クラブ及び自主防災組織の整備充実
- ウ 在留外国人に対する火災予防広報の実施

(2) 大規模産業施設の安全確保

- ア 当該施設の実態把握
- イ 当該施設で取り扱う危険性物品（廃棄物の処理・加工品を含む。）の把握
- ウ 当該施設に係る防火安全対策の徹底
- エ 事故の発生、対処状況について消防機関への速やかな通報連絡・情報提供の徹底

(3) 電気火災・燃焼機器火災予防対策の推進

- ア 電気配線・燃料配管の適切な維持管理
- イ 老朽化した器具や配線・配管の交換の推進
- ウ 電気機器や燃焼機器等の正しい使用の徹底

(4) 文化財建造物等の防火安全対策の徹底

7 実施要領

令和2年度の「高齢者の生活実態に対応した住宅防火対策のあり方検討部会」において「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」から改正された、別紙「住宅防火 いのちを守る 10のポイント」に関する広報及び放火火災防止対策戦略プランの活用並びに、次の事項の実施が火災予防思想の普及に効果的と考えられる。

(1) 消防庁の実施事項

- ア 関係省庁・関係団体への協力依頼、各都道府県への本運動の周知
- イ 各種メディアや広報媒体を通じた広報

(2) 都道府県が実施した場合に火災予防思想の普及に効果的と考えられる事項

- ア 関係部局・関係団体への協力依頼、各市町村への本運動周知
- イ 各種メディアや自治体広報誌等の広報媒体を通じた広報

(3) 市町村が実施した場合に火災予防思想の普及に効果的と考えられる事項

- ア 関係部局・関係団体への協力依頼
- イ 自治体広報誌等の広報媒体を通じた広報や、その他各種媒体を積極的に活用した広報
- ウ 消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等の各団体や福祉関係団体等との連携
- エ 各種消防訓練、住宅防火診断（訪問診断）、催し物等の実施

住宅防火 いのちを守る 10のポイント

4つの習慣

1. 寝たばこは絶対にしない、させない。
2. ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
3. コンロを使うときは火のそばを離れない。
4. コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

1. 火災の発生を防ぐために、ストーブやコンロ等は安全装置の付いた機器を使用する。
2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
4. 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使用方法を確認しておく。
5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

